

（午後1時50分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、2番 垣内君。

〔2番（垣内憲一君）登壇〕

○2番（垣内憲一君）それでは、一般質問をさせていただきます。

こども基本法及びこども家庭庁創設に係る本市の意見と対応について。

今年6月、子どもの権利を包括的に守るこども基本法と、子ども政策の司令塔になるこども家庭庁設置法が制定されました。現在、国ではこども家庭庁の令和5年4月発足に向けて準備が進められています。

私は去る11月15日から17日にかけて、国会議員や国の各省庁への陳情と要望を市当局とともに行いました。新しい内閣官房こども家庭庁設立準備室にも伺い、熱意ある審議官から、国が描くこれからの子ども施策の方向性や意気込みをお聞きしました。

私にとっては、「日本一子育てしやすい橋本市をつくる」をモットーに活動していますので、心にとても引かれるものがありました。今回、国を挙げてのこども基本法制定とこども家庭庁創設に関連し、本市の見解と対応についてお伺いいたします。

1、こども基本法制定に関して。

①こども基本法制定の意義と本市の見解について。

②本市の既存の計画等に対する影響について。

2、こども家庭庁創設に関連して。

①機構改革に与える影響について。

②子ども家庭センターへの取組方針について。

て。

③今後の子ども施策を展開するための準備について。

以上、私の一般質問です。よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君の質問、こども基本法及びこども家庭庁創設に係る本市の見解と対応に対する答弁を求めます。

副市長。

〔副市長（小原秀紀君）登壇〕

○副市長（小原秀紀君）こども基本法及びこども家庭庁創設に係る本市の見解と対応についてお答えします。

まず、一点目の、こども基本法制定に関連して、一つ目の、こども基本法制定の意義への本市の見解についてですが、子どもに関する法律は、児童福祉法、母子保健法、教育基本法、子どもの貧困対策推進法など多岐にわたりますが、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利が明記された法律はありませんでした。

子どもの権利は子どもの権利条約という国際条約で決められており、1989年に国連総会で決定され、日本でも1994年に国会で子どもの権利条約に同意されています。

子どもの権利条約には大きく分けて、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利と四つの権利があります。こども基本法はこの大切な四つの一般原則をはじめとする子どもの権利条約と日本国憲法に基づき、子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されるというルールを、日本の国、地方、大人たちが、子ども、若者とともに実現していくための大切な法律です。

今回のこども基本法の制定により、子ども

をめぐる問題を抜本的に解決し、子どもに関する施策を幅広く整合性を持って実施し、子どもを権利の主体として明確に位置づけ、その権利を保障するための基本的な法律ができたことは、大きな前進と本市は捉えています。

次に、二つ目の、本市の既存計画等に対する影響についてお答えします。

こども基本法によると、令和5年の秋に策定される予定の国のこども大綱を勘案して都道府県子ども計画が定められ、さらに、市町村はこのこども大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努力義務が課せられています。

本市の既存計画である第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画は令和6年度までの計画となっており、継承版の令和7年度からの第3期計画を第2次橋本市長期総合計画に基づき策定する予定です。

この第3期計画を市町村こども計画に含め、作成することは可能ですが、国のこども大綱には、少子化社会対策、子ども若者育成支援、子どもの貧困対策が盛り込まれることから、これら全てを加味することや国のこども大綱及び県のこども計画を勘案して作成することが求められます。

以上により、議員おただしの本市の既存計画等に対する影響については、市町村子ども計画の作成方法そのものを今後の国及び県の動向を注視し、検討してまいります。

次に、二点目の、こども家庭庁創設に関して、一つ目の機構改革に与える影響についてですが、本市は平成29年度より子育て世代包括支援センターを健康福祉部内に設置し、妊娠期から18歳までを対象として、切れ目のない支援を実施しています。

さらに、子育て世代包括支援センター内に母子保健係とDV・虐待等を含めた児童福祉に関するこども家庭応援係を平成31年4月に

統合しています。子育て世代包括支援センターをはじめ、こども課、家庭教育支援室、教育委員会等と関係課の連携は継続・強化していますので、しばらくは現状のままで運営していく方針です。

次に、二つ目の、子ども家庭センターへの取組方針ですが、子ども家庭センターは前述の母子保健法に基づく妊産婦や乳幼児の保護者を支援する子育て世代包括支援センターと、児童福祉法に基づく虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対する子ども家庭総合支援拠点を一体化し、全ての妊産婦と子ども、保護者を支援するセンター機能です。

本市においては子育て世代包括支援センターの母子保健係とこども家庭応援係がこれらの機能を備えているため、情報共有し、連携して支援を行っているところです。今後も継続的に専門職の育成等、体制の強化に努めてまいりたいと考えています。

最後に、三点目の、今後の子ども施策を展開するための準備についてですが、こども家庭庁の創設により複数の府省庁で所管されている子ども政策が一元化され、さらに強化されるものと考えます。

本市においては教育と福祉の連携を軸に、一貫した切れ目のないワンストップの子育て支援や各保育施設の一元的な所管など、これまでの連携体制をベースに、「こどもまんなか社会」の実現に向け、取り組んでまいります。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君、再質問ありますか。

2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。こども基本法の制定とこども家庭庁の創設に係る本市の見解等について、よく分かりました。

私も先月、副市長や各部長と一緒に国への陳情に同行させていただきました。内閣官房

のこども家庭庁設立準備室にも伺いまして、国の方からこれからの子ども施策の方向性や意気込みをお聞きし、ますます子ども・子育て世代を応援したくなり、今回、一般質問をさせていただきました。

それでは、まず、こども基本法の制定に関してから、何点か再質問させていただきたいんですけども、令和5年4月に施行されますこども基本法の基本理念には、全ての子どもが個人として尊重されることや差別的取扱いを受けないようにすることなどがうたわれています。

これらは広く市民に周知する必要があると思うんですが、本市としては今後どのような普及啓発を考えていますでしょうか。

○議長（小林 弘君）こども課長。

○こども課長（岡 一行君）お答えいたします。

「広報はしもと」による啓発を考えております。现阶段で来年の何月号とまでは言えませんが、こども基本法ができたことや「こどもまんなか社会」の実現に向けた内容につきまして担当課と協議をいたし、市民の皆さまにも広報したいと考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。

新しい法律ができて、その意義や目的を自治体が分かりやすく市民に伝えないと、市民意識は浸透しないと思うんです。インターネットでは既にこども基本法が成立したことがアップされていますが、橋本市においても広く市民に知っていただきたいと思います。ぜひ、「広報はしもと」においてもこども基本法に関連した特集なんかを組んでいただけたらありがたいなと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは次の質問ですが、こども基本法が

施行されること、続いて、こども大綱が来年に制定される予定です。本市においても子どもの年齢に応じたいろんな取組を考えていくとは思いますが、今回、こども基本法の制定において、どういった部分に注目されていますでしょうか。

○議長（小林 弘君）こども課長。

○こども課長（岡 一行君）お答えいたします。

注目した部分の一つとしまして、子どもの意見表明権が明記されたことです。先ほどの答弁にもありましたように、日本でこれまでつくられた子どもに関する法律にはこの部分がありませんでした。全ての子どもの年齢や発達の程度に応じて意見を表明する機会が確保された、その意見が尊重されるところが大事かなと思います。

あともう一点は、こども基本法で使われている「こども」という定義は「心身の発達の過程にある者」となっておりまして、18歳という年齢でこれは逆に明確に区切っていないところが注目したところです。

以上です。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。

今回の基本法の制定は、政治家や官僚の中に子どもの権利を大切に考えている人が多くなってきて、そうした国のリーダーたちの思いと、子どもたちの権利をもっと大切にしたいという子ども、若者たちの勇気ある声の一つになって、子どもの権利を実現するための法律が出来上がったと私は考えております。

それでは、次に、子どもの権利教育について教育委員会にもちょっとお聞きしたいんですけども、子どもの権利条約に考慮したこども基本法が制定されたことにより、学校現場の今後の教育指導の方針はいかがなものでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）これまでにおいても、学校においては子どもの人権を保障していくために人権感覚や道徳性の育成を大切にできております。このことについては児童生徒に繰り返し言葉だけで説明するだけではなくて、体験を取り入れるなど、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められることを、児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが大切だと考えております。

これはこの法律が決まるからということだけではなくて、これまでにも大切にしてきたことですが、この法律ができたことにより大切にしていきたいと思っているところです。

また、教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒の間の人間関係や学校全体の支持的風土に象徴される学びの環境は、学校教育における人権教育の基盤をなすものだと思っております。一人ひとりの人権が保障される学級づくり、学校づくり、地域も含めたそういうコミュニティづくりに向けて、今まで同様に引き続き取り組んでいかなければならないと考えているところです。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。

こども基本法ができたことで、学校の児童生徒にもこども基本法という言葉が徐々に浸透していくと思います。僕が勝手に心配するのは、子どもの権利ができたということで、その保護者が子どもの代弁者となって過度な子どもの権利を学校の先生に主張されないかと想像しているんですけども、そういう思いもあって、先生方にもある程度の基本法の認識や事前のレクチャーをしていただきたいと思いますと感じるところでございます。

教育長、どうもありがとうございました。

それでは、二つ目の、こども家庭庁創設に関連しての質問をさせていただきますけども、来年度発足される国のこども家庭庁は、これまで別々に運営されてきましたけども、子ども施策を一元化し、子ども施策の司令塔機能を一本化するというので、一元的に施策を推進することを目的としています。

その目玉として、こども家庭庁所管のこども家庭センター設置への努力義務があります。こども家庭センターは家族のヤングケアラーや虐待、貧困、若年妊婦など問題を抱える家庭に対するサポートプランの作成や、家庭を訪問し家事や育児の援助を行うこと、子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所づくりの支援なども想定されています。

先ほどの答弁では、子育て世代包括支援センターにおいてこの役割をほぼ担っていることと思いますが、継続的な専門職の育成、体制の強化に努めたいということについて、本市は今後どのような人材がこども家庭センターに必要と考えていますでしょうか。

○議長（小林 弘君）子育て世代包括支援センター所長。

○子育て世代包括支援センター所長（坂口淑子君）ご質問にお答えします。

こども家庭センターに必要な人材につきましては、母子保健、児童福祉共通というところで、十分知識を持つ人間が必要。それを統括支援員というんですけども、そういうふうになってきますと、本当に新規採用者がすぐに実践できるものではないんです。

明らかに年数も必要ですし、様々な事例にも対応していく必要がありますので、今現時点で市全体の正規保健師19人いてるんですけども、そのうち4名、いきいき健康課に2人と今の子育て世代包括支援センターに2人、両方の経験者がいるんですけども、まだ少ない状況ですので、今後に関しましては、係異

動、課異動も含めてですけれども、それと、あと個別事例の対応を通じて様々な経験を積んだ体制づくりというのが必要かなというふうに考えています。

また、並行して、来年度以降、順次増やしていくということを考えているのと、あと保健師以外で必要な資格につきましては保育士とか社会福祉士とか言われてもいるんですけれども、それに関しましてはまた今後、その状況に合わせて考えていくべきかなというふうに感じています。

以上です。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番(垣内憲一君)ありがとうございます。子育て世代包括支援センター、ハートブリッジの職員の皆さんは、日々体を張って虐待や貧困、若年妊婦などを要保護児童対策の問題を抱えている家庭支援に尽力されていることは知っております。

しかし、職員自身が過労で倒れてしまっただけでどうすることもできませんので、こども家庭センターは新しいこども家庭庁が所管し、その設置は努力義務となっておりますので、この人員体制については市としてのご検討、ご配慮をお願いしたいと思います。

もう一つお聞きしますが、人員体制以外で、こども家庭センターの機能を充実させていくために必要なことは何がありますでしょうか。

○議長（小林 弘君）子育て世代包括支援センター所長。

○子育て世代包括支援センター所長（坂口淑子君）こども家庭センターの機能には、大きく分けて二つほどあります。一つは、今まで実施してきました相談支援の取組に加えて、新たに妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントという、その仕事があります。

そのために統括支援員を置くという必要が

あるわけなんですけれども、一体的に支援体制を構築することが求められていまして、これにつきましては、今、実際にやっていることも多いので、今ある体制の充実で実現が可能かと思っています。

二つ目は、子ども支援に関係のある民間団体と連携しながら多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うということがあります。このことについては本当に今まで、平成29年から子育て世代包括支援センターをやってきたんですけれども、当時、市民向けに大事に言ってきたことは三点ありまして、相談窓口の一本化と妊娠早期からの支援と地域づくりというふうなうたっていたんです。

1番、2番に関しましては、今、頑張ってきてきたんですけれども、3番の地域づくりという点がすごくなかなか難しく、本当に関係機関の連携とか必要なサービスにつなぐということで精いっぱいな状況もありまして、今言われている地域資源の開拓ということは、今までやってきたことの中でも課題としては上がっています。

本当にそういう関係課、関係機関の連携は充実してきているんですけれども、支援サービスや見守りに限界があるなというふうに思っていますので、今後は地域全体を見据えた支援システムの体制構築、行政だけではなくというところ辺で、しっかり構築について考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番(垣内憲一君)ありがとうございます。なかなかハードルが高いと思いますが、所長のように全体を見据えてマネジメントできる統括支援員の育成、後継者の育成ができる体制づくりがまず大事ではないかと思っています。市として課題に挙げてほしいと思いますので、

よろしく申し上げます。

それでは次に、現在、国のこども庁設立準備室が掲げている「こどもまんなか社会」について、質問をさせていただきます。

これまで大人が中心となっていた国や社会の形をこどもまんなか社会に変えていくため、国は新しい組織としてこども家庭庁をつくることになりました。今、こども家庭庁設立準備室が掲げているこどもまんなか社会の実現について、本市としてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（小林 弘君）こども課長。

○こども課長（岡 一行君）お答えいたします。

要約しますと、子どもにとって最もよいことは何かを国や自治体、周りの大人が考えていこうとする社会づくりと捉えます。子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えることで全ての子どもの命が守られ、自分らしく健やかに過ごせるように、子どもや子育てをしている人の目線で子どもの権利を大切にしている部分を認識してございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。

それでは、もう一步踏み込んでお伺いしたいんですが、国が掲げるこどもまんなか社会の実現に向けた取組として、本市はどのように、めざすイメージを持っていますでしょうか。具体例があれば、お取組をお聞かせください。

○議長（小林 弘君）こども課長。

○こども課長（岡 一行君）お答えいたします。

こどもまんなか社会の趣旨である、子どもにとって最もよいことは何かという点では、具体例としまして、今月の広報紙で特集されました子どもの発達相談への関わりを一つ挙

げます。

毎年秋に新入園の受付をするんですけども、親御さんが気に入った大きな園に、集団生活を経験させたいという思いで申し込まれる方もいらっしゃるれば、小規模な園に、子どもを丁寧に見てほしいと願う親御さんもいらっしゃいます。もし、その子どもの成長過程に何らかの不安がある場合なんですけども、子どもの成長にとって最も大切な次の1年間をその保護者だけが考えるのではなく、行政も、我々も関わっているということです。

年齢と発達を踏まえまして、状況によりましては療育という選択もあるんですけども、最終的には親御さんの判断になりますが、就学前の大事な時期をどう過ごすか。あるいは、自分の子どもにとって最もよい保育環境はどこかというところを、保健師や発達相談員、保育士などの市役所の職員が相談に乗って、子どもを中心に一緒に考えている今現在のこの取組が、こどもまんなか社会の実例の一つと考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。具体例としてはよく分かりました。

私も毎朝、子どもたちの登校を地域で見守っていますが、私は交通安全という形で、少しでも子どもたちのためになるならと活動しています。今、答弁されたような、子どもにとっての最善を周りの大人や行政と一緒に考えていくことをこれからもいっぱい続けていかなければならないと思っています。

では、そろそろまとめに入りたいので、三点目の、今後の子ども施策を展開するための準備についてお聞きします。

国の子ども施策が本格的に動き出すのはこども基本法やこども家庭庁が発足する令和5年度以降になると思いますが、今の段階で、

橋本市として施策に何か新しく意図するものがありましたら教えてください。

○議長（小林 弘君）こども課長。

○こども課長（岡 一行君）お答えいたします。

現段階で言えることなんですけども、橋本市子ども・子育て支援事業計画の第3期計画を策定するに当たりニーズ調査を行うのですが、そこに子どもの意見を聞いて、親御さんが答えられるような設問を考えたいと思います。

これまでは子育てをする親御さんの観点の部分が多かったので、今度は子どもと一緒に考えてもらえるようなニーズ調査を一部取り入れたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。そういう考え方も子どもの意見を聞くということでもあります。ぜひご検討いただきたいと思います。

それでは、今回の一般質問において最後の質問をさせていただくんですけども、ちょっと課長、急で申し訳ないんですけども、部長が不在ということで担当窓口の視点で結構です。

お聞きしたいんですが、これまでたくさん子どもや子育て世代と、窓口や保育園で接してきたと思います。今回のこども基本法ができて、子どもの権利を大切にすることに関して、今の若い親御さんに対して、子どもたちはどう関わってほしいと感じるところがありましたら、教えてください。

○議長（小林 弘君）こども課長。

○こども課長（岡 一行君）お答えいたします。

このようなことを言いますと、私からはおこがましく、恐縮かもしれませんが、今回を

機会に、子どもとゆっくり向き合っていたきたいと思います。仕事に追われている親御さん、業務に追われている方、コロナもあります。いろんな業界で、サラリーマンであったり実業家の方が子育てをされていると思います。

子どもの権利というのは、簡単に言いますと、成長途上にある弱い立場の子どもが安心して成長するために、周りの大人や国がすべき権利というふうにも捉えられます。権利と聞けば何か堅いとか難しいとか、あるいは、子どもに権利を与えるとわがままになるのではないかと心配される親御さんもいてはるかもしれませんが、子ども自身を1人の人間として大切にし、対話を尊重してほしいと思います。大人と同じように、人権も自由も子どもにはありますので、まずはその部分かなと思います。

親は子育てする中で、子どもにとって一番いいものは何だろうとか、子どものために真剣に叱っても、後からこれでよかったのかなと迷うときも正直あるんですけども、幼いなりに子どもの意見を聞いて一緒に考えることで、意見を聞いて、伝えて、子どもが参画する権利というみたいなものも大切にしてほしいと思います。

夏休みに次どこ遊びに行こうと家族で会議するのも、子どもの意見を聞いて決めるのもその一つかなと思います。

子ども自身が自分の権利と他者の権利両方を尊重することで、自分自身だけではなくて、周りの人も大人も大切に、そういう大人に成長してほしいので、まずは忙しい方こそご自分の子どもに向き合っていたきたいかなと思います。

以上です。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。

私も思うんですけど、自分の子どもと向き合うことや向き合う時間をつくることで、子どもの権利を親や大人が尊重することができれば、児童虐待やネグレクトの防止にもつながってほしいと思います。

こども基本法やこども家庭庁ができたら、来年から新しい施策がいっぱい下りてくるかもしれませんが、橋本市独自の子ども施策等、我々と一緒に考えられたらと思いますので、よろしくをお願いします。

これで、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（小林 弘君） 2番 垣内君の一般質問は終わりました。

この際、2時35分まで休憩いたします。

（午後2時24分 休憩）

---